

令和 7 年第 11 回総会

## 山武市農業委員会会議録

令和 7 年 11 月 5 日 開会

令和 7 年 11 月 5 日 閉会

## 令和7年第11回山武市農業委員会総会議事録

日 時 令和7年11月5日（水）午後3時30分  
場 所 山武市役所 大会議室  
招 集 者 山武市農業委員会 会長 今 関 良 知  
議 事 議案  
（1）保留案件について  
（2）農地法第3条の規定による許可申請について  
（3）農地法第5条の規定による許可申請に関する意見について  
（4）農用地利用集積等促進計画案への意見聴取について（一括契約）  
（5）農業経営改善計画認定申請に関する意見について

出席委員（17名）

欠席委員（0名）

出席農地利用最適化推進委員（19名）

欠席農地利用最適化推進委員（1名）

出席事務局職員（4名）

## ◎日程

- 日程第1 会期の決定について  
日程第2 議事録署名人の指名について  
日程第3 報告 農地法第18条第6項の規定による通知  
について  
日程第4 議案第1号 保留案件について  
日程第5 議案第2号 農地法第3条の規定による許可申請について  
日程第6 議案第3号 農地法第5条の規定による許可申請に関する意見  
について  
日程第7 議案第4号 農用地利用集積等促進計画案への意見聴取について（一括契約）  
日程第8 議案第5号 農業経営改善計画認定申請に関する意見について

令和7年11月5日 山武市農業委員会 議長 今 関 良 知

---

## ◎開会

**議長** これから令和7年第11回山武市農業委員会総会の会議を始めます。

ただいまの出席委員は全員です。よって、農業委員会等に関する法律第27条第3項の規定により、会議は成立しております。

お諮りいたします。

日程第1、会期の決定について及び日程第2、議事録署名人の指名についてを議長が決することとしてよろしいでしょうか。

(異議なし)

**議長** 御異議なしと認めます。会期は本日1日限りとします。議事録署名人は、議席番号1番藤田委員及び議選番号2番佐瀬委員を指名いたします。

---

## ◎報告

**議長** 日程第3、報告、農地法第18条第6項の規定による通知についてを議題といたします。通知の概要を事務局が報告いた

します。

(事務局報告)

**議長** 報告事項が終わりました。

---

◎議案第1号

**議長** 議案の審議に入ります。

なお、委員の説明、報告等の御発言につきましては、着席のままお願ひいたします。

日程第4、議案第1号、保留案件についてを議題といたします。

議案資料のとおり、千葉県園芸協会から回答がありましたので、事務局が朗読いたします。

**事務局** 総会資料、7ページからを御覧ください。

耕作者が取得した農地を適切に耕作できるのか疑問があるということから、中間管理機構に要望書を提出し、その回答を踏まえて意見するとして保留となっている農用地利用集積等促進計画案への意見聴取（移転）について、千葉県園芸協会から回答がありましたので、再度審議を求めるものです。

それでは、回答書を朗読いたします。

株式会社●●●●の耕作状況等に関する要望書について（回答）

日頃より、農地中間管理事業の推進に御尽力を賜り、厚く感謝申し上げます。

令和7年9月22日付け山農第287号で提出いただいた株式会社●●●●の耕作状況等に関する要望書については、当該会社に係る貸付け農地の適切な利用がなされず、多くの苦情や相談を受け、貴農業委員会において再三、指導を行っていただき、誠にありがとうございます。

当協会といたしましても現状確認の上、当該会社に対して貸付け農地を効率的かつ適正に利用するよう、指導してまいりますので、御協力をお願ひいたします。

公益社団法人千葉県園芸協会理事長、江波戸一治。

その他詳細については、資料を御覧ください。

事務局からの説明は以上です。

**議長**

ただいまの朗読のとおり、千葉県園芸協会が、権利の移転を受ける者に対して、貸付農地を効率的かつ適正に利用するよう指導するとの回答がございました。よって、本件は、この文言が記載されている千葉県園芸協会からの回答文書を遵守するよう意見を付すこととしてよろしいでしょうか。

(異議なし)

**議長**

御異議なしと認めます。

採決いたします。本議案は、令和7年10月6日付園協第1303号で、公益社団法人千葉県園芸協会からの回答を遵守して事業を実施されたいと意見を付すことに、御異議のない方の挙手を求めます。

(挙手全員)

**議長**

挙手全員です。本議案は、令和7年10月6日付園協第1303号で、公益社団法人千葉県園芸協会からの回答を遵守して事業を実施されたいと意見を付すことに決定いたしました。

---

◎議案第2号

**議長**

日程第5、議案第2号、農地法第3条の規定による許可申請についてを議題といたします。

概要の説明を事務局に求めます。

(事務局説明)

**議長**

概要の説明が終わりました。

それぞれの案件について調査を実施しておりますので、担当委員から調査結果の報告を求めます。

申請番号1及び2は、同一地区同一譲受人の案件でございます。

お諮りいたします。

申請番号1及び2を一括審議としてよろしいでしょうか。

(異議なし)

**議長**

御異議なしと認めます。申請番号1及び2は一括審議とい  
たします。

申請番号1及び2の報告を鈴木推進委員に求めます。

**鈴木推進委員**

地区担当推進委員の鈴木でございます。よろしくお願ひし  
ます。

申請番号1及び2について説明をいたします。

こちらは、両案件とも譲受人を同じくする売買による所有  
権の移転でございます。ふだんから水稻の経営を行っておる  
譲受人が、経営規模拡大ということで売買を行うことになりました。譲受人と話をしましたところ、これからも頑張って  
稻作を続けていくということでございました。

また、先日、現地を確認してまいりました。既に借り受け  
てきれいに耕作をしているということで、何ら問題はないと思  
います。御審議のほどよろしくお願ひいたします。

**議長**

推進委員の報告が終わりました。

補足説明を議席番号17番井野委員に求めます。

**井野委員**

17番井野でございます。

ただいま推進委員が説明したとおりで、何ら問題はござ  
いません。

権利者については、農地法第3条第2項各号には該当しな  
いため、許可要件を全て満たしております。よろしくお願ひ  
いたします。

**議長**

補足説明が終わりました。

質疑を許します。質疑ございませんか。

(質疑なし)

**議長**

質疑なしと認めます。

採決いたします。申請番号1及び2を許可することに御異  
議のない方の挙手を求めます。

(挙手全員)

**議長**

挙手全員です。本件は許可することに決定いたしました。  
申請番号3及び4は同一地区で近接する案件でございます。  
お諮りいたします。  
申請番号3及び4を一括審議することとしてよろしいでしょうか。

(異議なし)

**議長**

御異議なしと認めます。  
申請番号3及び4は一括審議といたします。  
申請番号3及び4の報告を鈴木推進委員に求めます。

**鈴木推進委員**

地区担当推進委員の鈴木でございます。  
申請番号3及び4について御説明をいたします。  
申請番号3につきましては、親子間での経営移譲に伴う10年間の使用貸借権を設定するということ。それから、申請番号4につきましては、売買による所有権の移転でございます。  
先日、現地を確認してまいりましたが、申請番号3のほうでございますけれども、現在、親が耕作しているところでございますが、年齢的に重い鍬が持てなくなつたと。そのため長男に確認したところ、頑張ってやろうということでございましたので、親子で経営移譲すると。この親子は、2人とも認定農業者ということでございました。  
それから、申請番号4のほうでございますけれども、同じく先日、現地を確認してまいりましたが、登記上は田んぼということになつていますけれども、現状は埋めてありますて畑になつております。譲受人も畑作をするものでございますが、いずれにしましても、耕作を行うという意思がございます。両件とも何ら問題はないと思いますので、御審議のほどよろしくお願ひいたします。

**議長**

推進委員の報告が終わりました。  
補足説明を議席番号17番井野委員に求めます。

**井野委員**

議席番号17番井野です。  
ただいま推進委員が説明したとおりで、何ら問題ございません。

権利者については、農地法第3条第2項各号には該当しないため、許可要件の全てを満たしております。よろしくお願ひいたします。

**議長** 補足説明が終わりました。

質疑を許します。質疑ございませんか。

(質疑なし)

**議長** 質疑なしと認めます。

採決いたします。申請番号3及び4を許可することに御異議のない方の挙手を求めます。

(挙手全員)

**議長** 挙手全員です。本件は許可することに決定いたしました。

番号5は、議席番号10番布施委員関連の案件でございます。

農業委員会等に関する法律第31条において議事参与の制限が規定されております。よって、布施委員は退室をお願いします。

(布施委員 退室)

**議長** 申請番号5の報告を川津推進委員に求めます。

**川津推進委員** 地区担当推進委員の川津でございます。

申請番号5について説明いたします。

贈与による所有権の移転です。譲渡人は自宅から距離がある上、進入路もないこちらの土地の管理に困っていました。そこで、隣を耕作する譲受人にお願いする形で、所有権の移転の話がまとまりました。現地について、また譲受人につきましても何ら問題はございません。御審議のほどよろしくお願いいたします。

**議長** 推進委員の報告が終わりました。

補足説明を議席番号12番廣口委員に求めます。

**廣口委員** 12番の廣口です。

ただいま川津推進委員のほうから報告がありましたとおり

で、私もせんだって現地を確認してまいりましたが、何ら問題はございません。

権利者につきましては、農地法第3条第2項各号には該当しないため、許可要件の全てを満たしております。慎重審議、よろしくお願ひします。

**議長**

補足説明が終わりました。

質疑を許します。質疑ございませんか。

(質疑なし)

**議長**

質疑なしと認めます。

採決いたします。申請番号5を許可することに御異議のない方の挙手を求めます。

(挙手全員)

**議長**

挙手全員です。本件は許可することに決定いたしました。

布施委員の案件が終わりましたので、同委員の入室を認めます。

(布施委員 入室)

**議長**

申請番号6の報告を布施推進委員に求めます。

**布施推進委員**

地区担当推進委員の布施です。

第2号議案の6番について説明させていただきます。

この申請は売買による所有権移転です。譲渡人は、規模縮小したいということを以前から私に頼まれていて、今回、譲受人と双方合意の申請になります。譲受人は、現在10町歩ほど耕作しております、将来、倍の20町歩くらいまで規模拡大したいそうです。

先日、現地を確認してまいりましたが、全てきれいでした。地元としても何ら問題がないと思いますので、どうぞよろしくお願ひします。

**議長**

推進委員の報告が終わりました。

補足説明を議席番号11番小山委員に求めます。

**小山委員**

議席番号 11 番小山です。

ただいま布施推進委員が説明したとおりでありますと、何ら問題はございません。

権利者については、農地法第3条第2項各号には該当しないため、許可要件の全てを満たしております。よろしくお願ひいたします。

**議長**

補足説明が終わりました。

質疑を許します。質疑ございませんか。

(質疑なし)

**議長**

質疑なしと認めます。

採決いたします。申請番号 6 を許可することに御異議のない方の挙手を求めます。

(挙手全員)

**議長**

挙手全員です。本件は許可することに決定いたしました。

申請番号 7 の報告を佐瀬推進委員に求めます。

**佐瀬推進委員**

地区担当推進委員の佐瀬です。

番号 7 について説明します。

これは所有権の移転、売買です。譲渡人は畑作が主体の為、また後継者もいないことから水田を縮小したいとのことです。譲受人は、親の代から譲渡人とは知人であり、以前に作付していたこともある農地でもあり、買い受けて農業経営の拡大をするものです。問題はないと思われます。

以上です。

**議長**

推進委員の報告が終わりました。

補足説明を議席番号 13 番花檀委員に求めます。

**花檀委員**

議席番号 13 番花檀です。

ただいまの佐瀬推進委員の御説明のとおりでございまして、私も現地確認を行いました、問題ないと見てまいりました。

権利者については、農地法第3条第2項各号には該当しないため、許可要件を全て満たしております。御審議のほどよ

ろしくお願ひします。

**議長**

補足説明が終わりました。

質疑を許します。質疑ございませんか。

(質疑なし)

**議長**

質疑なしと認めます。

採決いたします。申請番号7を許可することに御異議のない方の举手を求めます。

(举手全員)

**議長**

举手全員です。本件は許可することに決定いたしました。

申請番号8の報告を佐瀬推進委員に求めます。

**佐瀬推進委員**

地区担当推進委員の佐瀬です。

番号8について説明します。

これは所有権の移転、売買です。譲受人は中国籍の女性の方です。富里の業者さんの畠仕事を長くしており、そこで知り合った譲渡人の畠を買うことになったとのことです。昨年12月に既に八街市農業委員会の許可を受け、畠40aを取得しています。

先日、本人と、昨年許可の出た八街の畠を確認しましたが、立派なショウガを収穫しており、山武でも十分耕作ができる人で問題はないかと思われます。念の為、在留カードを見せてもらいましたが、永住権を持っているようです。

説明は以上です。

**議長**

推進委員の報告が終わりました。

補足説明を議席番号4番小川委員に求めます。

**小川委員**

4番小川です。

ただいま佐瀬推進委員の説明したとおりでございます。昨日、現地を確認してまいりましたが、何ら問題のないものと思われます。

権利者については、農地法第3条第2項各号には該当しないため、許可要件の全てを満たしております。御審議のほど

よろしくお願ひいたします。

**議長**

補足説明が終わりました。

質疑を許します。質疑ございませんか。

(質疑なし)

**議長**

質疑なしと認めます。

採決いたします。申請番号8を許可することに御異議のない方の举手を求めます。

(举手多数)

**議長**

举手多数です。本件は許可することに決定いたしました。

続きまして、申請番号9の報告を伊藤推進委員に求めます。

**伊藤推進委員**

地区担当推進委員の伊藤です。

議案第2号、申請番号9について説明いたします。

使用貸借権20年の設定です。譲渡人は経営移譲の再設定、譲受人は経営継承の再設定です。

2人は親子の関係で、先日現地を確認してきました。利便性のよい圃場はよくきれいに管理されていました。譲受人は、地区でも数少ない農家の後継者であり、日々一生懸命農作業をしています。地元としても何ら問題はないかと思いますので、御審議よろしくお願ひいたします。

**議長**

推進委員の報告が終わりました。

補足説明を議席番号16番林委員に求めます。

**林委員**

議席番号16番の林です。

ただいま伊藤推進委員の御説明のとおりでございまして、権利者については、農地法第3条第2項各号には該当しないため、許可要件の全てを満たしております。どうぞ御審議のほどよろしくお願ひいたします。

**議長**

補足説明が終わりました。

質疑を許します。質疑ございませんか。

(質疑なし)

**議長**

質疑なしと認めます。

採決いたします。申請番号9を許可することに御異議のない方の挙手を求めます。

(挙手全員)

**議長**

挙手全員です。本件は許可することに決定いたしました。

申請番号10は、議席番号16番林委員の申請案件でございます。

農業委員会等に関する法律第31条において、議事参与の制限が規定されております。よって、林委員は退室願います。

(林委員 退室)

**議長**

申請番号10の報告を伊藤推進委員に求めます。

**伊藤推進委員**

地区担当推進委員の伊藤です。

議案第2号、申請番号10について説明します。

売買による所有権移転です。譲渡人は耕作しないため、譲受人は自分の耕作地に近いため。この申請地は、令和7年2月5日にあっせんの申出があった案件で、私は耕作できる人を探してみましたが、なかなか見つかりませんでした。地元の農業委員に相談したところ、自分が耕作してもよいとのことでした。

以前、2回ほど現地を確認しています。2筆の一つは草が生えて、除草すれば作付できる状態で、残りは先代が貸した知り合いが耕作しており、収穫後に返却することで確認が取れていますので、地元としても何ら問題ないかと思いまので、御審議よろしくお願ひいたします。

**議長**

推進委員の報告が終わりました。

補足説明を議席番号4番小川委員に求めます。

**小川委員**

4番小川です。

ただいま伊藤推進委員の説明したとおりでございます。先日、現地を確認してまいりましたが、何ら問題のないものと思われます。

権利者については、農地法第3条第2項各号には該当しないため、許可要件の全てを満たしております。御審議のほどよろしくお願ひいたします。

**議長** 補足説明が終わりました。

質疑を許します。質疑ございませんか。

(質疑なし)

**議長** 質疑なしと認めます。

採決いたします。申請番号10を許可することに御異議のない方の挙手を求めます。

(挙手全員)

**議長** 挙手全員です。本件は許可することに決定いたしました。

林委員の案件が終わりましたので、同委員の入室を認めます。

(林委員 入室)

**議長** 続きまして、申請番号11の報告を高橋推進委員に求めます。

**高橋推進委員** 地区担当推進委員の高橋です。

申請番号11について御説明いたします。

この案件は、使用貸借権10年の設定の案件です。先日、現地を確認し、譲受人にも連絡し、お話を伺ってまいりました。

現地は譲受人が耕作している農地の隣接地であり、現在は田を植えてそのまま収穫されていないような状況の田んぼであります。地主さんと話合いをして使用することにしたとのことでした。地元としても何ら問題ないと思われます。御審議のほどよろしくお願ひいたします。

**議長** 推進委員の報告が終わりました。

補足説明を議席番号16番林委員に求めます。

**林委員** 議席番号16番の林です。

ただいま高橋推進委員の御説明のとおりでございまして、私も現地確認等を行いまして、問題ないと見てまいりました。

権利者については、農地法第3条第2項各号には該当しないため、許可要件の全てを満たしております。どうぞ御審議のほどよろしくお願ひいたします。

**議長**

補足説明が終わりました。

質疑を許します。質疑ございませんか。

(質疑なし)

**議長**

質疑なしと認めます。

採決いたします。申請番号11を許可することに御異議のない方の挙手を求めます。

(挙手全員)

**議長**

挙手全員です。本件は許可することに決定いたしました。

申請番号12及び13は、申請場所が近く同一譲受人の案件でございます。

お諮りいたします。

申請番号12及び13を一括して審議することとしてよろしいでしょうか。

(異議なし)

**議長**

御異議なしと認めます。申請番号12及び13は、一括審議といたします。

申請番号12及び13の報告を川島推進委員に求めます。

**川島推進委員**

地区担当推進委員の川島です。

申請番号12、13について説明いたします。

こちらは売買による所有権の移転になります。譲渡人は、後継者がいなく管理ができないため、また、譲受人は経営規模拡大の為、申請に至りました。現地の様子については、きれいに管理がされていました。

報告は以上です。

**議長**

推進委員の報告が終わりました。

補足説明を議席番号5番上山委員に求めます。

**上山委員**

議席番号 5 番の上山です。

ただいまの川島推進委員の御説明に加えて、農地法第 3 条の個人が農地を取得する場合の許可要件について補足説明いたします。

まず、全部効率利用要件です。今回の申請者またはその世帯員が、既に権利がある農地、そして今回取得する農地全てを効率的に耕作することが条件ですが、申請者に営農計画を実行できる機械や労働力が十分に確保されているか、また、これだけの面積を耕作できる技術が十分にあるのか疑問です。

次に、農作業常時従事要件については、兼業農家ということですが、面積に応じた作業日数に従事できるのかも疑問があります。

そして、地域との調和要件についてですが、今回の申請者やその世帯員が過去に耕作目的で申請をし、取得した農地を実際に自ら耕作しているのかについても疑義が生じたため、判断できかねます。

これらのことから、申請者が耕作をしてくれるのか不安があります。

説明は以上です。

**議長**

補足説明が終わりました。

質疑を許します。質疑ございませんか。

(質疑なし)

**議長**

質疑なしと認めます。

採決いたします。申請番号 12 及び 13 を許可することに御異議のない方の挙手を求めます。

(挙手少数)

**議長**

挙手少数です。本件は保留することに決定いたしました。

申請番号 14 の報告を小川推進委員に求めます。

**小川推進委員**

地区担当推進委員の小川です。

売買による所有権移転です。譲渡人は自宅が遠方により管理ができないため、また、譲受人は、自宅に隣接した畠なので取得したいそうです。私は両人ともよく知っています。

また、現場もよく分かっております。地元としては何ら問題ないと思いますので、よろしくお願ひいたします。

**議長** 推進委員の報告が終わりました。

補足説明を議席番号 15 番小川委員に求めます。

**小川委員** 15 番の小川です。

ただいま推進委員が説明したとおりで、何ら問題ありません。

権利者については、農地法第 3 条第 2 項各号には該当しないため、許可要件の全てを満たしております。

以上です。

**議長** 補足説明が終わりました。

質疑を許します。質疑ございませんか。

(質疑なし)

**議長** 質疑なしと認めます。

採決いたします。申請番号 14 を許可することに御異議のない方の挙手を求めます。

(挙手全員)

**議長** 挙手全員です。本件は許可することに決定いたしました。

申請番号 15 の報告を高宮推進委員に求めます。

**高宮推進委員** 地区担当推進委員の高宮です。

申請番号 15 について説明をします。

この申請は売買による所有権の移転です。譲受人は現在借りている農地を買い取りしたいためです。譲渡人は高齢で農業経営を縮小したいためです。

先日、現地を確認してきました。育苗ハウスなどが建っていますけれども、きれいに管理されており問題はないと思われます。よろしくお願ひします。

**議長** 推進委員の報告が終わりました。

補足説明を議席番号 6 番古川委員に求めます。

**古川委員**

議席番号 6 番の古川です。

ただいまの高宮推進委員の説明どおりでございまして、私も現地確認を行い、問題はないと思われます。

権利者については、農地法第 3 条第 2 項各号には該当しないため、許可要件の全てを満たしております。御審議のほどよろしくお願ひします。

**議長**

補足説明が終わりました。

質疑を許します。質疑ございませんか。

(質疑なし)

**議長**

質疑なしと認めます。

採決いたします。申請番号 15 を許可することに御異議のない方の挙手を求めます。

(挙手全員)

**議長**

挙手全員です。本件は許可することに決定いたしました。

申請番号 16 の報告を小野崎推進委員に求めます。

**小野崎推進委員**

地区担当推進委員の小野崎です。

申請番号 16 について説明します。

売買による所有権の移転です。譲渡人は経営規模縮小の為、譲受人は経営規模拡大の為、自宅から近いということで今回の申請に至りました。

現地を確認しましたところ、現地はきれいに管理されており、今後はナス、きゅうり、ピーマン等の作付をしていくということを伺っております。地元として特に問題ございません。御審議のほどよろしくお願ひします。

以上です。

**議長**

推進委員の報告が終わりました。

補足説明を議席番号 2 番佐瀬委員に求めます。

**佐瀬委員**

議席番号 2 番の佐瀬です。

ただいまの小野崎推進委員の御説明のとおりでございます。

現地確認を先日行いました、問題ないと思います。

権利者については、農地法第3条第2項各号には該当しないため、許可要件の全てを満たしております。御審議のほどよろしくお願ひいたします。

議長

補足説明が終わりました。

質疑を許します。質疑ございませんか。

(質疑なし)

議長

質疑なしと認めます。

採決いたします。申請番号16を許可することに御異議のない方の挙手を求めます。

(挙手全員)

議長

挙手全員です。本件は許可することに決定いたしました。

申請番号17の報告を椎名推進委員に求めます。

椎名推進委員

申請番号17番について御説明いたします。

これは売買による所有権の移転です。現在、譲受人が管理しております、譲渡人ももう経営を縮小しようということで、今回の売買の話になりました。何ら問題ないと思いますので、よろしくお願ひいたします。

議長

推進委員の報告が終わりました。

補足説明を議席番号7番齊藤委員に求めます。

齊藤委員

議席番号7番齊藤です。

今、椎名推進委員さんが説明されたとおりで、何ら問題はないと思います。

権利者については、農地法第3条第2項各号には該当しないため、許可要件の全てを満たしております。よろしくお願ひいたします。

議長

補足説明が終わりました。

質疑を許します。質疑ございませんか。

(質疑なし)

議長

質疑なしと認めます。

採決いたします。申請番号 17 を許可することに御異議のない方の挙手を求めます。

(挙手全員)

議長

挙手全員です。本件は許可することに決定いたしました。

---

◎議案第 3 号

議長

総会資料 51 ページ、日程第 6、議案第 3 号、農地法第 5 条の規定による許可申請に関する意見についてを議題といたします。

申請番号 1 の概要説明を事務局に求めます。

(事務局説明)

議長

概要の説明が終わりました。

状況の説明を鈴木推進委員に求めます。

鈴木推進委員

地区担当推進委員の鈴木でございます。

議案第 3 号、申請番号 1 について説明いたします。

こちらは第 3 種農地への駐車場設置を目的とした所有権移転の申請です。

本日、現地を確認してきました。譲受人は、成東に事務所を構え不動産業を行っている法人です。事務所の敷地が狭く駐車場が不足していることから、隣接する申請地を取得し、駐車場として使用するため今回の申請に至ったということです。隣接農地は譲渡人が所有しており、地元としても問題はないかと思われます。御審議のほどよろしくお願ひします。

議長

状況の説明が終わりました。

現地調査の報告を井野委員に求めます。

井野委員

議席番号 17 番井野です。

本日、現地を確認してきました。議案第 3 号、申請番号 1

についてですが、内容は先ほど鈴木推進委員が説明したとおりであります。本件は第3種農地への駐車場設置であり、信用、資力、周辺農地への影響等において問題ないと思われます。

したがって、許可相当と思われます。よろしくお願ひいたします。

**議長**

現地調査の報告が終わりました。

質疑を許します。質疑ございませんか。

(質疑なし)

**議長**

質疑なしと認めます。

採決いたします。申請番号1を許可相当として意見を付すことに御異議のない方の挙手を求めます。

(挙手全員)

**議長**

挙手全員です。本件は許可相当として意見を付すことに決定いたしました。

申請番号2の概要説明を事務局に求めます。

(事務局説明)

**議長**

概要の説明が終わりました。

状況の説明を伊藤推進委員に求めます。

**伊藤推進委員**

地区担当推進委員の伊藤です。

議案第3号、申請番号2について説明いたします。

こちらは第1種農地への資材置場設置を目的とした所有権移転の申請です。

本日、現地を確認してまいりました。譲受人は横浜市に本社を置き、工事用仮設資材のリースを行う法人で、山武市大木にストックヤードを所有しています。事業の拡大により、既存の置場は手狭となっており、資材を効率的に保管・管理するため、隣接する申請地を資材置場として拡張したいとのことで、この申請に至りました。申請地は耕作を行っておらず、隣接農地所有者の同意も得られていることから、地元と

しては何ら問題はないかと思われます。御審議よろしくお願  
いいたします。

**議長**

状況の説明が終わりました。

現地調査の報告を廣口委員に求めます。

**廣口委員**

議席番号 12 番の廣口です。

本日、現地を確認してまいりました。議案第 3 号、申請番号 2 についてですが、内容は先ほど伊藤推進委員が説明されたとおりであります。本件は、第 1 種農地への資材置場の建設であり、原則として不許可になる案件です。しかし、既存施設の拡張で、拡張面積が既存施設の面積の 2 分の 1 を超えない場合は許可し得るという例外規定に該当しますので、許可相当と思われます。よろしくお願いします。

**議長**

現地調査の報告が終わりました。

質疑を許します。質疑ございませんか。

(質疑なし)

**議長**

質疑なしと認めます。

採決いたします。申請番号 2 を許可相当として意見を付す  
ことに御異議のない方の挙手を求めます。

(挙手全員)

**議長**

挙手全員です。本件は許可相当として意見を付すことに決  
定いたしました。

申請番号 3 の概要説明を事務局に求めます。

(事務局説明)

**議長**

概要の説明が終わりました。

状況の説明を加瀬推進委員に求めます。

**加瀬推進委員**

地区担当推進委員の加瀬です。

議案第 3 号、申請番号 3 について説明いたします。

こちらは第 3 種農地への資材置場設置を目的とした所有権

の移転申請でございます。

本日、現地を確認してまいりました。譲受人は松尾町八田で建設資材加工を行っている法人です。現在、機材加工の際に発生する端材を工場内で保管・管理していますが、工程管理上、不適切であるとの指摘を受けたことから、隣接する申請地を、端材等を保管・管理する資材置場用地として使用することです。隣接する農地所有者の同意も得られていることから、地元としても問題はないかと思います。御審議のほどよろしくお願ひいたします。

以上です。

**議長**

状況の説明が終わりました。

現地調査の報告を井野委員に求めます。

**井野委員**

議席番号 17 番井野です。

本日、現地を確認してきました。議案第3号、申請番号3についてですが、内容は先ほど加瀬推進委員が説明したとおりであります。本件は第3種農地への資材置場設置であり、信用、資力、周辺農地への影響等については問題ないと思われます。

したがって、許可相当と思われます。よろしくお願ひいたします。

**議長**

現地調査の報告が終わりました。

質疑を許します。質疑ございませんか。

(質疑なし)

**議長**

質疑なしと認めます。

採決いたします。申請番号3を許可相当として意見を付すことに御異議のない方の挙手を求めます。

(挙手全員)

**議長**

挙手全員です。本件は許可相当として意見を付すことに決定いたしました。

申請番号4の概要説明を事務局に求めます。

(事務局説明)

**議長**

概要の説明が終わりました。  
状況の説明を伊藤推進委員に求めます。

**伊藤推進委員**

地区担当推進委員の伊藤です。  
議案第3号、申請番号4について説明いたします。  
こちらは第2種農地への資材置場設置を目的とした賃貸借  
権設定の申請です。  
本日、現地を確認してまいりました。譲受人は木原に事務  
所を構え、土木事務業を営む事業者です。作業効率向上の為、  
工事用資材の保管用地を探していたところ、農業を行ってお  
らず、土地の管理に苦慮していた譲渡人との話がまとまり、  
事務所から近く主要道路にも近接した申請地を資材置場とし  
て使用することです。隣接農地所有者との合意も得られ  
ていることから、地元としても問題はないかと思われます。  
御審議よろしくお願ひいたします。

**議長**

状況の説明が終わりました。  
現地調査の報告を廣口委員に求めます。

**廣口委員**

議席番号12番廣口です。  
本日、現地を確認してまいりました。議案第3号、申請番  
号4についてですが、内容は先ほど伊藤推進委員が説明した  
とおりであります。本件は第2種農地への資材置場設置であ  
り、信用、資力、周辺農地への影響等においては問題ないと  
思われます。  
したがって、許可相当と思われます。よろしくお願ひしま  
す。

**議長**

現地調査の報告が終わりました。  
質疑を許します。質疑ございませんか。

(質疑なし)

**議長**

質疑なしと認めます。  
採決いたします。申請番号4を許可相当として意見を付す

ことに御異議のない方の挙手を求めます。

(挙手全員)

**議長** 挙手全員です。本件は許可相当として意見を付すことに決定いたしました。

---

◎議案第4号

**議長** 日程第7、議案第4号、農用地利用集積等促進計画案への意見聴取について（一括契約）を議題といたします。議案の説明を事務局に求めます。

(事務局説明)

**議長** 議案の説明が終わりました。  
御意見ございますでしょうか。

(意見なし)

**議長** 御意見がありませんので、採決いたします。  
本議案を意見なしとすることに御異議のない方の挙手を求めます。

(挙手全員)

**議長** 挙手全員です。本議案は意見なしと決定いたしました。

---

◎議案第5号

**議長** 日程第8、議案第5号、農業経営改善計画認定申請に関する意見についてを議題といたします。  
お諮りいたします。  
この議案は一括審議としてよろしいでしょうか。

(異議なし)

**議長** 御異議なしと認めます。  
この議案は一括審議といたします。  
議案の説明を事務局に求めます。

(事務局説明)

**議長**

議案の説明が終わりました。

番号ごとに推進委員の報告を求めます。

番号 1 の報告を櫻田推進委員に求めます。

**櫻田推進委員**

地区担当推進委員の櫻田です。

こちらは更新の申請となります。昨日、本人に畑を案内してもらい現場確認をしてきました。この方は他県より山武市に移住をされた方です。移住をして約 15 年ぐらいになります。私は当初からこの方は知っています。それで、真行寺を上がった台のほうに畑を集中して借りまして、現在、オクラとか、モロヘイヤはちょっと枯れていますけど、さつま芋、聖護院大根、人参等を作付しております。

作付のやり方としては、我々の通常営んでいる農業ではなくて、いわゆる自然栽培という方法で農業を営んでいます。自然栽培というのは、有機農法でもありません。農薬はもちろん使いませんし、肥料も一切使いません。大地の力だけを頼りに野菜を育てております。

15 年前はアルバイトをしながら生活費を稼いで、少しづつ野菜を作る方法を自分で学びながら、作業場等を建てたりして現在までやっております。これからもう少し面積を増やして頑張っていきたいということでした。地区としては何ら問題がないと思います。よろしくお願ひします。

**議長**

続きまして、番号 2 の報告を伊藤推進委員に求めます。

**伊藤推進委員**

地区担当推進委員の伊藤です。

2 番について説明いたします。

更新です。複合経営と人参、さつま芋、落花生を作っています。現在、妻と父の 3 人で水稻と露地野菜の複合経営を行っています。また、機械施設の充実及び農地集積で作業の効率化を図ることでございました。よろしくお願ひいたします。

**議長** 番号3の報告を小川推進委員に求めます。

**小川推進委員** 地区担当の小川です。

更新です。複合経営で、主要野菜は水稻、ブロッコリー、落花生、妻と2人で行っております。最新型の機械で、かなり頑張っております。地元としては何ら問題ないと思いますので、よろしくお願ひいたします。

**議長** 推進委員の報告が終わりました。

御意見ございますでしょうか。

(質疑なし)

**議長** 御意見がありませんので、採決いたします。

本議案を意見なしとすることに御異議のない方の挙手を求めます。

(挙手全員)

**議長** 挙手全員です。本議案は意見なしと決定いたしました。

以上で、本日予定した議案審議等は全て終了いたしました。

---

◎その他

**議長** その他の件について、皆様からの御意見を伺いたいと思います。発言者はよろしくお願ひします。

---

◎閉 会

**議長** 御意見がないようですので、以上で本日の総会を閉会いたします。